第六十五条の表第八百五十条第三項の項中「第八百五十条第三項」の下に「並びに第八百五十二条第一項及び第二項」を加え、同表第八百五十一条第一項の項及び第八百五十二条第一項及び第二項の項を削り、同表第八百五十二条第三項の項を次のように改める。

第八百五十二条第三項	株主等	投資主

第七十三条の表第二百九条第二項の項、第二百十一条第二項の項、第二百十三条の二第一項第一号の項及び第二百十三条の二第二項の項を削る。

第七十四条第二項を削る。

第七十五条の表第八百四十七条第一項の項から第八百四十七条の四第一項の項までを削り、同表第八百四十九条第一項の項及び第八百四十九条第三項の項を次のように改める。

第八百四十九条第一項	株主等	投資主
	株式会社等	投資法人
第八百四十九条第三項	株式会社等	投資法人
	取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）、執行役及び清算人	執行役員及び清算執行人

第七十五条の表第八百五十一条第一項の項を削り、同表第八百五十二条第三項の項を次のように改める。

第八百五十二条第三項	株主等	投資主

第七十七条の四の二中「第二百八十六条の二（第一項第一号及び第三号を除く。）及び」を削り、「これらの」を「当該」に改め、同条の表第二百八十六条の二第二項の項を削る。

第七十七条の四の三の表第八百四十七条第一項の項から第八百四十七条の四第一項の項までを削り、同表第八百四十九条第一項の項及び第八百四十九条第三項の項を次のように改める。

第八百四十九条第一項	株主等	投資主
	株式会社等	投資法人
第八百四十九条第三項	株式会社等	投資法人
	取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）、執行役及び清算人	執行役員及び清算執行人

第七十七条の四の三の表第八百五十一条第一項の項を削り、同表第八百五十二条第三項の項を次のように改める。

第八百五十二条第三項	株主等	投資主

第七十七条の七の見出し中「訴え等」を「訴え」に改め、同条第一項中「ついて会社法」の下に「第八百二十八条第一項（第四号に係る部分に限る。）及び第八百四十二条」を加え、「同法」を「これら」に改め、同項の表第八百二十八条第一項第四号の項及び第八百四十二条第一項の項を次のように改める。

第八百二十八条第一項第四号	六箇月以内（公開会社でない株式会社にあつては、新株予約権の発行の効力が生じた日から一年以内）	六箇月以内
第八百四十二条第一項	金額又は給付を受けた財産の給付の時における価額に相当する金銭	金額に相当する金銭

第七十七条の七第一項の表第九百三十七条第一項第一号ハの項及び同条第二項を削る。

第八十条の表第三百三条第二項の項中「第三百三条第二項」の下に「及び第三百五条第一項本文」を加え、同表第三百四条の項及び第三百五条第一項本文の項を削り、同表第三百五条第四項の項中「総株主」を「取締役会設置会社」に、「総投資主」を「投資法人」に改め、同項の次に次のように加える。

第三百五条第四項第一号	取締役、会計参与、監査役	執行役員、監督役員

第八十条の表第三百七条第一項及び第二項の項中「第三百七条第一項」を「第三百五条第五項並びに第三百七条第一項」に改め、同表第三百八条第一項本文の項を次のように改める。

第三百八条第一項本文	一株	一口

第八十八条の表第八百四十七条第一項の項から第八百四十七条の四第一項の項までを削り、同表第八百四十九条第一項の項及び第八百四十九条第三項の項を次のように改める。

第八百四十九条第一項	株主等	投資主
	株式会社等	投資法人
第八百四十九条第三項	株式会社等	投資法人
	取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）、執行役及び清算人	執行役員及び清算執行人

第八十八条の表第八百五十条第三項の項中「第八百五十条第三項」の下に「並びに第八百五十二条第一項及び第二項」を加え、同表第八百五十条第四項の項から第八百五十二条第一項及び第二項の項までを削り、同表第八百五十二条第三項の項を次のように改める。

第八百五十二条第三項	株主等	投資主

第八十八条に次の一項を加える。

2　法第百十六条の規定において執行役員及び執行役員であった者の責任を追及する訴えについて会社法第八百四十九条の二（第二号及び第三号を除く。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百四十九条の二第一号	株式会社等	投資法人
	監査役設置会社	投資法人
	監査役（監査役	監督役員又は清算監督人（監督役員又は清算監督
	各監査役	各監督役員又は清算監督人